

令和4年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和4年10月11日（火）午後2時15分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木 善昭

2番 大井 栄一

3番 中野 栄

4番 三須 清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村 泉治

8番 根本 博

9番 大炊 三枝子

10番 田口 忠

4. 出席事務局職員

局長 柏木 幸昌

農地係長 遠藤 幸廣

主任主事 片桐 圭悟

主査 富塚 隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

報告第 4 号 農地パトロールの結果について

三須清一会長 本日は、お忙しい中、委員さん方には総会御苦労さまです。

総会の前に、私と根本職務代理で我孫子市農地等に関する意見書を市長に提出してきたことを御報告します。

ただいまから令和4年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 宮久保勝委員

6番 森茂委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件。

議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年10月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,385平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約1,100メートルに位置しています。位置図は議案資料の2ページを御覧ください。

譲受人は公益社団法人千葉県園芸協会で、譲渡人は〇〇の方です。

中間管理機構への貸付申込みがあったため、農地法第3条の規定による農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人は中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会で、この議案が承認された後、議案第5号において農用地利用配分計画（案）として審議され、農業者に転貸されることとなります。

これにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年10月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目畑1筆、面積は215平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西側約800メートルに位置しています。

計画書では、近隣住民から駐車場として利用したいとの要望があり、農地として利用するには面積が小さく、畑作を続けるには採算性が低く、駐車場としては適地であったことから計画したものです。

雨水は、砂利敷きにすることで敷地内に自然浸透処理をします。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

申請人の立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、または公共施設若しくは公益的施設が連担している程度に達している区域に隣接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

目的の実現の確実性については、整備は砂利敷きだけなので、資金の問題もありません。

以上のことから、農地法第4条の許可要件は満たしており、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年10月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は16ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇の畑7筆、面積は6,957平方メートルの太陽光発電施設の設置です。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇から北西側約600メートルに位置しています。位置図は議案資料の33ページを御覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板1,008枚、パワーコンディショナー60台を設置し、297キロワットを発電するものです。

雨水は敷地内自然浸透させ、施設はフェンスで囲い、草刈り、清掃を実施するとのことです。

隣接農地所有者には事業内容を通知し、周知標識を設置しましたが、現在のところ問合せ等はありません。今後、隣接農地の所有者、耕作者から意見や問合せがあった場合には、真摯に対応するとのことでした。

事業に係る経費は、土地代金を含み〇〇〇〇〇〇〇〇円になります。全額自己資金で行う計画です。金融機関の残高証明書を確認しています。

また、小売電気事業者、株式会社エコスタイルへの売電は、20年固定で1キロワット当たり税抜き〇〇円です。

なお、電力会社への申込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

第2調査会で、譲受人、譲渡人の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく、平坦地で道路に接しているため、盛土、切土はなく、設置が容易であり、最適であることから、太陽光発電事業用地とするものです。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

下記のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年10月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は59ページからとなります。

当該案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当

するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。このことから現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先及び〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、面積は1,846平方メートルを相続により継承することになったものです。

被相続人、相続人は、ともに〇〇の農業者です。相続人の農業従事日数は、本人と夫が年間40日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。

証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することとしました。

三須清一会長 続いて、議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」審議します。

なお、〇〇〇〇委員が権利の設定を受ける者となっております。〇〇〇〇委員には、農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。議案資料は64ページからとなります。

議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」。

農用地利用配分計画（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年10月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について意見を求められたものです。

農地中間管理機構である千葉県園芸協会による田の貸付に係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は、富塚主査より説明いたします。

富塚隆則主査 それでは、私から農用地利用配分計画（案）について御説明いたします。

今回の議案第1号、農地法第3条許可申請による千葉県園芸協会に貸付を行った案件が、農用地利用配分計画の対象となっております。

農用地利用配分計画の詳細は、議案資料64ページから69ページです。

では、内容について説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手に農地を貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となっております。今回の配分を受ける経営体は、これらの原則を満たしていると考えられます。

では、案件の御説明をいたします。

今回の案件は、〇〇〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は、〇〇〇〇の田1筆で、当該農地の所有者が担い手への貸付を強く希望しております。

説明は以上となります。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第5号について、調査結果を報告します。

議案資料の64ページをお開きください。

農用地利用配分計画（案）に基づき、〇〇〇〇の農家に権利を設定するものです。権利を設定する土地は、同資料65ページの地目田1筆、面積は1,385平方メートルです。

第2調査会では、貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから、本計画案は適当と判断し、全員一致をもって付すべく意見なしとの判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」質疑に入ります。

〇〇〇〇委員には、先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので退室していただきます。

（〇〇〇〇委員退室）

それでは、御意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

中野委員。

中野栄委員 私、いつも言わせていただくのですが、賃料は双方の合意ということですが、反当たり〇.〇俵ですよね。あの場所って、手前の方に、作付できないところがあったと思うのですが、そういうところまで含めて〇.〇俵というのは、高いと思うのですが。双方の合意だからしかたがないと言えばそうなのですけども、〇.〇俵というのは、あの条件ではすごく高いように感じるのですがいかがでしょうか。

三須清一会長 ここで暫時休憩いたします。

三須清一会長 それでは再開いたします。

今の中野栄委員の意見に対して、事務局、お願いします。

事務局 賃料に関しては、双方の合意の下に決められておりますので、問題ないものと思われま

す。

以上になります。

三須清一会長 ほかにございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」、付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第5号については、付すべく意見なしと決定することにいたしました。

〇〇〇〇委員には入室していただきます。

(〇〇〇〇委員入室)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、自己住宅及び駐車場です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が4件、宅地分譲が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は「農地パトロール結果について」です。令和4年7月に行った農地パトロール結果について、片桐主任主事から報告します。

片桐圭悟主任主事 私から報告させていただきます。

事前にお配りした別紙1を御覧ください。A4横、両面刷りの資料になります。

こちらですが、7月に実施しました農地パトロールで、新規に発見した遊休農地の一覧となります。これらの農地につきましては、今後、利用意向調査を行い、所有者の意向確認を行っていきます。

また、備考で再生利用が困難な農地となっている農地につきましては、国の運用に基づき、随時非農地判定を行ってまいりますので、そのときは、また報告をさせていただければと思います。

以上になります。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、令和4年第10回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。